

足利市議会議員選挙における申し合わせについて

地方分権の進展に伴い、地域住民の福祉と地域社会の発展向上のため、地方自治体の果たす責務は極めて重要なものがあり、住民の代表を選ぶ地方議員選挙の有する意義は、誠に重大である。

明年4月に執行される統一地方選挙については、市民の政治に対する信頼の確立、議会制民主主義の健全な発展を期する上でも、正しく、きれいに行われることが望まれる。

本市議会においては、「足利市議会議員の政治倫理に関する条例」の制定や公職選挙法の遵守徹底に関する申し合わせを行い、政治倫理の確立や政治活動の浄化に努めているところである。

については、明年4月の改選を迎えるに当たり、平成7年以降、前回の平成27年までに施行された6回の市議会議員選挙の際と同様、お金のかからない政治、公正・適正な選挙を実施するため、足利市議会議員の総意に基づき、次のとおりの申し合わせをするものである。

- 1 選挙事務所での運動員、事務員等の食事は、おにぎりや汁物（経費のかからないもの）とする。
- 2 選挙事務所、演説会における湯茶・菓子の提供については、湯茶のみとする。（缶飲料などの提供はしない。）

また、議員及び後援会が開催する集会・大会などの諸会合についても同様とする。

この申し合わせは、議員相互の信義と信頼に基づき遵守するものとする。

以上、決議する。

平成30年12月21日

足利市議会